

煙草と正義

佐藤 憲一

1

煙草と正義

- I. 簡単な自己紹介
- II. 人権という言葉
- III. 正義を考えること
- IV. 煙草と正義

2

I. 簡単な自己紹介

- 京都大学法学部卒業
- 千葉工業大学社会教室准教授
- 本務校では、憲法、民法、刑法、政治学、社会学などを教養科目として担当
- 非常勤で、法哲学、法社会学、生命倫理などを専門科目として担当
- 煙草は吸いません。煙の臭いも苦手です。

3

II. 人権という言葉

1. 法学部的違和感
2. 学生に人権侵害の経験を探ねると
3. 憲法と人権に関する一般人の理解
4. 憲法と人権に関する法学部の常識
5. 人権の私人間効力に関する法学界の通説
6. 法学的啓蒙主義を超えて
7. 人権から正義へ

4

1. 法学部的違和感

- 今回は、人権教育センターに呼んで頂いているのですが、ホームページを拝見して、人権という言葉の使い方に違和感を覚えました。
- これに関することからお話を始めたいと思います。

5

2. 学生に人権侵害の経験を探ねると

- 親に日記帳を勝手に見られた
- 隣の家の人に部屋を覗かれた
- 友人に無視された
- 近所のおばさんに陰口を言われた
- バイト先で差別を受けた
- サークルの先輩にセクハラされた
- etc.

⇒これらは法学的には全て人権侵害ではない

6

3. 憲法と人権に関する一般人の理解

- 憲法は、国の最高法規であるから、全国民が守らなければならない。
- 憲法が人権を保障しているから、誰もが他人の人権を侵害してはならないし、侵害したら憲法違反になる。

7

4. 憲法と人権に関する法学部の常識 (1)

- 憲法は国家権力を制限するための規範である（憲法の対国家性）。
- 憲法を守らなければならないのは、国家権力（を構成する公務員）だけである。
- 憲法上の権利である人権を守らなければならないのも国家権力である。

8

4. 憲法と人権に関する法学部の常識 (2)

- 人権は、国民が国家権力に対して持っている権利である（人権の対国家性）。
- 人権は、一般国民が他の一般国民に対して持っている権利ではない。
- 国家権力が人権を侵害することはあるが、一般国民が人権を侵害することは定義上ありえない。

9

5. 人権の私人間効力に関する法学界の通説(1)

- 公立の学校の先生が差別をしたら人権侵害だが、私立の学校の先生が差別をしても人権侵害にはならない。
- 私人間の関係を規律するのは、公法である憲法ではなく、私法である民法。
- 次元が異なる公法の問題（人権侵害）と私法の問題（私権の侵害）を混同してはならない。

10

5. 人権の私人間効力に関する法学界の通説(2)

- 憲法の条文が直接私人間に適用されることはなく、憲法が保障する人権は私人間に直接の効力を持っていない。
- 憲法が私人間の関係に影響を与えるとしたら、あくまで間接的に、国家権力である裁判所が民法の解釈適用にあたって、憲法を精神を尊重しなければならない、というだけにとどまる。

11

6. 法学的啓蒙主義を超えて (1)

- 法学の世界では、自分たちの常識が当然正しいのであり、それと矛盾する一般人の理解は全て間違っている、と考える。
- 無知な一般大衆に対して、法に詳しい知的エリートが、正しい知識を教え導いてあげなければならない、という啓蒙主義的発想。

12

6. 法学的啓蒙主義を超えて (2)

- 私が第一の専門とする法社会学は、こうした法の世界のあり方を、様々な方法を使って、外部から経験的に観察し、理論的に分析し、実践的に批判する。
- 法学的啓蒙主義に対する挑戦は、法社会学の重要な課題の一つ。

13

7. 人権から正義へ(1)

- 法学的啓蒙主義に抗する以上、人権という言葉を経験的に使わなければならない理由はない。
- しかし、人権という言葉を使って考えるより、正義という観点から考える方が、問題をすっきりと考えられるように思う。

14

7. 人権から正義へ(2)

- 人権は人間の「権利」の略語であるが、「権利」という日本語は、「権力」と「利益」の合体語である。
- そのため、「権利」という言葉にはどうしても、自分の利益を権力的に実現する、という含意がつきまってしまう。

15

7. 人権から正義へ(3)

- 「権利」の原語は、英語の「right」、ドイツ語の「Recht」、フランス語の「droit」、ラテン語の「ius」である。
- これらの言葉はいずれも「正しい」という意味を持っている。
- 人権とは「人間にとって正しいこと」に他ならないのではないか。正義という観点に立つことで、これを正面から考えることができる。

16

Ⅲ. 正義を考えること

1. 主意主義と主知主義
2. 主権概念の誕生
3. ホッブス問題とリベラリズム
4. 法実証主義と正義論の衰退
5. 正義論の復権
6. 二種類の正義論

17

1. 主意主義と主知主義(1)

- 近代の法思想・政治思想の前提には、主意主義がある。
- 主意主義はカトリック内部で反主流派として生まれ、その後プロテスタントとして結実した。
- 主意主義の特徴は、神の全能性（意志によって何でもできること）を重視するところにある。

18

1. 主意主義と主知主義(2)

- ヨーロッパ思想の前提であったキリスト敎において、神は全知・全能・全善の存在である。
- 神の全善性とは、神が行うことは全て善い、ということである。
- 全知性を重視する主知主義は、悪の原因は無知であるというソクラテス以来の考え方にに基づき、神の全善性を全知性の帰結と考えた。

19

1. 主意主義と主知主義(3)

- 神の全能性を重視する主意主義にとって、神にもできないことがあることを意味する主知主義は、神に対する冒瀆に他ならない。
- これがプロテスタントの「抗議」の真意
- 主知主義…それが正しいから神はそれを行う
- 主意主義…神がそれを行うからそれは正しい

20

1. 主意主義と主知主義(4)

- カトリック（主知主義）の神は、客観的な正しさを正確に認識する神である。
- プロテスタント（主意主義）の神は、恣意的に命令する神である。
- カトリックは、衆知を結集することで人間も正しさを認識し、神の意図を理解できると考える。
- プロテスタントは、人間が神の意図を理解することは絶対にできないと考える。

21

2. 主権概念の誕生(1)

- 世界史においてカトリックは敗北し、プロテスタントが勝利を収めた。
- 人間を神に近づけるカトリックの驕慢を批判したプロテスタントは、神を人間が絶対に近づけない無限の高みに置こうとした。
- 結果として、「神の死」が生じた。

22

2. 主権概念の誕生(2)

- 主知主義は、誰かの決定とは独立に客観的な正しさが存在し、それに照らして決定の是非を判断できると考える。
- 主意主義は、客観的な正しさが存在することを否定し、自らの恣意的な決定を何であれ自動的に正しいことにできる力（主権）を想定した。
- 神が宇宙の主権者であるという信仰は薄れたが、主権という概念は現在まで受け継がれている。

23

3. ホブズ問題とリベラリズム(1)

- 現在、法や政治のあるべき姿を考える際に、当然のように持ち出されるのはリベラリズム（自由主義）である。
- リベラリズムは、個人の自由を尊重する。万人に平等な自由を与え、各人が他人の自由を侵害しない限り、何でも好きなことをしてかまわない、と考えるのだ。

24

3. ホブズ問題とリベラリズム(2)

- 客観的な正しさが不在であるならば、各人の恣意的な行為を否定できるものはなにもない（規範的真空状態）。
- 「万人の万人に対する闘争」が起こり、社会秩序が成立しなくなる（ホブズ問題）。
- 万人に排他的な支配領域を平等に配分し、各人をその領域における主権者とする事で解決できると考えるのがリベラリズム。

25

4. 法実証主義と正義論の衰退(1)

- 法を意味するヨーロッパ語には二系統ある。
- [A] Recht, droit, ius, (right) 正しいこと
- [B] Gesetz, loi, lex, (law) 決められたこと
- 法概念の中心は[A]（正当性）であり、[B]（実定性）はあくまで[A]に従属するものだった。
- 法の目的は「正義」とされ、あるべき正しい法を考える「正義論」が法学の中心だった。

26

4. 法実証主義と正義論の衰退(2)

- リベラリズム（自由主義）は、主意主義を前提とした正義論の一つの形であるが、もう一つはデモクラシー（民主主義）
- 自由主義…自分のことは自分でどのようにでも決められるのが正しい（各個人が主権者）
- 民主主義…全員のことは全員でどのようにでも決められるのが正しい（人民が主権者）

27

4. 法実証主義と正義論の衰退(3)

- 自由主義と民主主義は矛盾する。
- 自由主義は世界を各人の排他的な支配領域へと配分しつくすから、誰の支配領域でもない部分は残らない。
- 民主主義は現実には多数者支配主義（少数者のことを多数者が決める）となるから、少数者は自分のことを自分で決められない。

28

4. 法実証主義と正義論の衰退(4)

- 正義論がもっと必要だったはずだが、法実証主義の影響で正義論は衰退してしまう。
- 「法実証主義」とは、法が法であるために必要なのは実定性であり、正当性は不要だとする考え方。「法とは主権者の命令である」（オースティン）。
- 法典化が進んだことと、経験科学だけを学問とみなす実証主義的な風潮が原因

29

5. 正義論の復権(1)

- 人権が、人間が人間であるというだけで有する前憲法的な権利としてではなく、実定法である憲法によって保障される憲法上の権利として理解されるのも法実証主義の影響。
- 法実証主義は、どんな悪法であっても、法は法であるとするから、ナチス時代のドイツのように、実定法で決めさえすればあらゆる非道なことがまかりとおってしまう。

30

5. 正義論の復権(2)

- ナチスの苦い経験は、法実証主義と民主主義に対する深い懐疑をもたらした。
- 憲法で決めさえすれば、あるいは、多数決で決めさえすれば、それがどんな内容でもやってかまわないのか？

⇒憲法それ自体の正しさを問題にし、自由主義を優先させるロールズの正義論の登場

31

5. 正義論の復権(3)

- 正義論の復権には様々な背景があるが、ロールズの『正義論』（1971年）が最も大きな影響を及ぼした。
- ロールズの重要性は、ロールズが正義の内容として主張したこと（福祉リベラリズム）にあるのではない。
- 正義の問題を正面から論じることで、長く学問の領域から放逐されていた正義論を復権させたことがロールズの最大の貢献である。

32

6. 二種類の正義論(1)

- 正義論は、その思考内容ではなく、思考スタイルの点で二種類に大別できる。
- プラトン型は、この世界を超越したところに正義を求め、アリストテレス型は、この世界に内在するものとして正義を把握しようとする。
- ロールズの正義論はプラトン型である（なお、後期ロールズはこれを修正しようと試みた）。

33

6. 二種類の正義論(2)

- プラトンは、ソクラテスの死に絶望するあまり、この世は嘘の世界であり、真に存在する世界が別にある、という考えに囚われた（形而上学的転倒）。
- プラトンの二世界論は、本当に正しい世界を認識できる特権的な知的エリートが、その知識に基づき、一般大衆を強引にでも支配し、指導し、救済してあげるのが正しい、という発想をもたらした。

34

6. 二種類の正義論(3)

- 先述した法学的啓蒙主義も、マルクス主義やフェミニズムも、このプラトンの発想を共有している。
- ハーバード白熱教室で有名になったサンデルはアリストテレス的であり、正義を生身の人間とは別のところから超越的に導き出そうとするロールズを批判した。

35

6. 二種類の正義論(4)

- プラトンは、この世にある様々な具体的な三角形に目を向けるのではなく、それらを超越した抽象的なアイデアとしての三角形に目を向けた。
- 同様に、ロールズは、この世のどこにもいない抽象的な「負荷なき自己」から正義を考える。
- 他方、サンデルは、具体的な「位置ある自己」（アイデンティティを背負っている人間）から考えるべきだと主張する。

36

IV. 煙草と正義

1. 反たばこ運動
2. 嫌煙権訴訟
3. たばこ病訴訟
4. 全面禁煙化
5. リベラリズム的抵抗の失敗
6. 文化としての喫煙
7. 煙草と正義

37

1. 反たばこ運動

- 人には好き嫌いがある。自分が嫌いなものがこの世からなくなれば、という気持ちもわからないでもない。
- ピーマン嫌いな人がピーマンの消滅をめざす運動をしていないのに対し、煙草が不快だから煙草の撲滅をめざそうとする反たばこ運動が存在する。
- 受動喫煙の被害が判明したから反たばこ運動が生まれたのではなく、その逆。

38

2. 嫌煙権訴訟(1)

- 嫌煙権訴訟の目的は、煙草の煙が嫌いな人が煙を吸わされずにすむ権利（嫌煙権）を確立し、公共空間における分煙化を推進することであった。
- 嫌煙権訴訟で主張されたのは、万人に平等な自由を配分するリベラリズムを前提として、喫煙権（煙草を吸う自由）があるなら嫌煙権（煙を吸わない自由）も認められるべき、ということであった。

39

2. 嫌煙権訴訟(2)

- 反たばこ運動が提起した嫌煙権訴訟に対して、愛煙家は「一斉禁煙はファシズムだ」「個人の自由を奪ってよいのか」と過剰に反応してしまった。
- 反たばこ運動のマニフェストは「喫煙の追放」を高らかに謳っていたから、この反応は本質的には間違っていなかったが、愛煙家の立場を悪くすることになった。

40

2. 嫌煙権訴訟(3)

- 表向きはリベラリズムにもとづき分煙化を主張しているだけの相手を、自由を否定するリベラリズムの敵だと批判しても、リベラリズムの支持者には理解してもらえなかった。
- 他方、個人の自由を強調したことは、愛煙家がリベラリズムの立場を受け入れていることを意味し、リベラリズムに疑問を抱く人々の支持も得られなかった。

41

3. たばこ病訴訟(1)

- 愛煙家が喫煙をリベラリズムの観点から擁護しようとしたことは、反たばこ運動に格好の攻撃材料を与えてしまうことになった。
- リベラリズムは個人の自己決定を尊重するが、全ての決定が自己決定として尊重されるわけではない。
- 自由な主体が自由に行う決定でなければ、自己決定として尊重されないのだ。

42

3. たばこ病訴訟(2)

- たばこ病訴訟の原告は、十分な判断能力を持たない年齢で、十分な情報に基づかずに喫煙を始め、ニコチンの依存性により自由に決定できない状況で喫煙を続けた結果、重い病気になってしまった哀れな被害者として位置づけられた。
- 加害者であるたばこ会社は被害者に損害賠償をしなければならないが、巨額の賠償負担でたばこ会社を倒産させることがめざされたのである。

43

4. 全面禁煙化

- たばこ病訴訟を経て、喫煙は個人の自己決定であるどころか、本人の健康に害をなし、医療費等の社会的コストも増大させる愚かで悪しき行為という烙印が押されることになった。
- こうなると、喫煙所を用意することも大きなコストとして意識されてしまう。
- 本人が依存症で止められないのであれば、全面禁煙化こそが、本人のためにもコスト削減のためにも望ましいことになるのだ。

44

5. リベラリズム的抵抗の失敗(1)

- 喫煙が自己決定とみなされないならば、リベラリズムの立場から喫煙の自由を主張することで、全面禁煙化に抵抗することはできない。
- リベラリズムは自由な主体には愚行権すら認めるが、未成年者のように自由な主体として認められない者に対しては、パターナリズム的な自由の制約を認めるのだ。

45

5. リベラリズム的抵抗の失敗(2)

- 全面禁煙ではなく、喫煙所を遠く不便なところに設置することで自発的に喫煙を控えるよう促す等、パターナリズム的な制約のあり方は考慮の余地がある(リバタリアン・パターナリズム)
- ただし、医療費等で社会的なコストを増大させることが他者(納税者等)に対する危害にあたることとされれば、排他的な支配領域の境界線を越えることを禁じる他者危害原理に基づき、喫煙の禁止がリベラリズムの要請になる可能性あり。

46

6. 文化としての喫煙(1)

- 喫煙をリベラリズムの立場からは擁護できないとしても、喫煙が絶対に擁護できないというわけではない。
- そもそもリベラリズムが正義論として完全無欠に正しいことが確定したわけではない。
- むしろ、リベラリズムには、サンデルが指摘したように、正義論として大きな欠陥があるのではないか。

47

6. 文化としての喫煙(2)

- 喫煙を、自己決定か依存症か、という二者択一でしか見ようとするのは不毛である。
- 喫煙は人類の文化の一つであり、愛煙家にとって、喫煙者であることは自分のアイデンティティの重要な部分を構成している。
- 喫煙には、文化としての側面、アイデンティティの源泉としての側面があるのだ。

48

7. 煙草と正義(1)

- リベラリズムが要求する自己決定の条件を全て満たさない行為であっても、他の正義論のもとでは擁護される可能性がある。
- リベラリズムは机上の空論であり、社会秩序の構成原理として機能しない。
- 抽象的な自己から出発するのではなく、現実の人間に目を向ければ、人は自分で自由に選んだわけではない文化とアイデンティティを背負って生きている。

49

7. 煙草と正義(2)

- 人は文化的な存在である。自分のアイデンティティを構成している文化が尊敬されない時、ましてその文化が消滅する時、人は非常に不幸な人生を強いられることになる。
- 喫煙文化をさげすみ消滅させることは、喫煙文化を愛し自分のアイデンティティに満足している愛煙家達を不幸に追いやることに他ならない。
- この犠牲を払ってまで喫煙文化を滅ぼすことが、正義の名に値するのだろうか。

50

7. 煙草と正義(3)

- 人々がアイデンティティを帰属させている様々な文化を尊重し守ることが、法や政治の目的だという考え方を「多文化主義」の正義論という。
- 多文化主義の立場からは、喫煙文化をどうしても滅ぼさなければならない積極的な理由がない限り、これを守ることが正義の要請である。
- 健康被害が問題であるなら、それを理由に喫煙を禁止するのではなく、安全な煙草の開発を支援することこそが求められるのではないだろうか。

51

以上で終わりです。

ご清聴ありがとうございました。

52